

大和市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第32号

大和市消防本部消防職員委員会規則の一部を改正する規則

大和市消防本部消防職員委員会規則（平成8年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第9条及び大和市消防署の組織等に関する規程（昭和41年消防本部告示第1号）第2条に規定する」を削り、同条第1号中「5人」を「4人」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「消防署警備一課及び警備二課」を「消防署本署（管理課を含む。）」に改め、同号を同条第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 消防署西出張所及び柳橋出張所 2人

第9条第2項中「の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1回以上」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。